

東彼杵町告示第34号

東彼杵町手話奉仕員養成研修事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第7号の規定に基づき、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者(以下「聴覚障害者等」という。)の社会参加及び交流活動の促進を図るため、聴覚障害者等との日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する手話奉仕員養成研修事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は東彼杵町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を一般社団法人長崎県ろうあ協会に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 東彼杵町内に居住する者

(2) 東彼杵町内に勤務する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた者

2 入門課程の対象者は、手話の学習経験がない者とする。

3 基礎課程の対象者は、入門課程を修了した者又はこれと同等以上の技能を有すると町長が認めた者とする。

(事業内容)

第4条 町は、対象者に対し東彼杵町手話奉仕員養成講座(以下「手話講座」という。)を実施するものとする。

2 手話講座は、厚生労働省が定める手話奉仕員養成カリキュラムに準ずるものとする。

3 手話講座は、入門課程及び基礎課程とする。

(受講費用)

第5条 手話講座の受講費用は、無料とする。ただし、テキスト代等に係る実費相当分については、受講者が負担するものとする。

(受講申込み)

第6条 この事業を利用しようとする者は、手話奉仕員養成研修事業受講申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。この場合において、町長が別に定めるときは、電子申請により提出することができる。

2 前項の申込みは、町長が別に定める期日までに行わなければならない。

(受講の決定)

第7条 町長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、受講の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、手話奉仕員養成研修事業受講決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

3 町長は、受講を認めないときは、その理由を付して通知するものとする。

(修了証の交付)

第8条 町長は、手話講座の課程を修了した者(以下「修了者」という。)に対し、手話奉仕員養成講座修了証書(様式第3号)を交付するものとする。

2 前項の修了の要件は、町長が別に定める。

(手話奉仕員の登録)

第9条 町長は、修了者から東彼杵町手話奉仕員登録申請書(様式第4号)の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、東彼杵町手話奉仕員名簿に登録することができる。

2 町長は、前項の登録をしたときは、東彼杵町手話奉仕員登録証(様式第5号)を交付するものとする。

3 登録を受けた手話奉仕員は、町が実施する手話通訳等の活動に協力するよう努めるものとする。

(登録の取消し等)

第10条 町長は、手話奉仕員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 東彼杵町外に転出したとき。
- (3) 手話奉仕員として不適当と認められる行為があったとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

(個人情報の取扱い)

第11条 町長は、この事業の実施に当たり知り得た個人情報を適正に管理し、この事業の目的以外に使用してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

手話奉仕員養成研修事業受講申込書

年 月 日

東彼杵町長 様

申込者

住所

氏名

東彼杵町手話奉仕員養成研修事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

記

項目	記入欄
ふりがな	
受講者氏名	
生年月日	年 月 日生 ( 歳)
住所	
電話番号	(自宅) (携帯)
勤務先名称	※町外在住で町内勤務の方のみ記入
勤務先所在地	※町外在住で町内勤務の方のみ記入 東彼杵町 郷 番地
希望課程	<input type="checkbox"/> 入門課程 <input type="checkbox"/> 基礎課程
手話学習経験	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (具体的に : )

【個人情報の取扱いについて】

この申込書に記載された個人情報は、東彼杵町手話奉仕員養成研修事業の実施及び連絡のためにのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

上記の個人情報の取扱いについて同意します。

様式第2号（第7条関係）

手話奉仕員養成研修事業受講決定通知書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

東彼杵町長

年 月 日付けで申込みがありました手話奉仕員養成研修事業の受講について、東彼杵町手話奉仕員養成研修事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受講の可否	<input type="checkbox"/> 受講可 <input type="checkbox"/> 受講不可
【不承認の理由】	<input type="checkbox"/> 定員超過のため <input type="checkbox"/> 対象要件を満たしていないため <input type="checkbox"/> その他（ ）
受講課程	<input type="checkbox"/> 入門課程 <input type="checkbox"/> 基礎課程
講座名称	年度 東彼杵町手話奉仕員養成講座
開講日	年 月 日（ 曜日）
講座期間	年 月 日 ～ 年 月 日
講座会場	
受講費用	無料 ※ただし、テキスト代（ 円程度）は自己負担
持参物	筆記用具、テキスト（初回に配布）等
備考	

【受講に当たっての注意事項】

- 1 欠席する場合は、事前に下記連絡先までご連絡ください。
- 2 修了要件は、町長が別に定める基準によります。
- 3 やむを得ず受講を辞退される場合は、速やかにご連絡ください。
- 4 講座の詳細については、開講日に説明いたします。

【連絡先】

東彼杵町

電話：

メール：

様式第3号（第8条関係）

修了証書

第 号

氏名 様

あなたは、東彼杵町手話奉仕員養成講座の  
します。

課程を修了したことを証

年 月 日

東彼杵町長

様式第 4 号（第 9 条関係）

東彼杵町手話奉仕員登録申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者

住所

氏名

東彼杵町手話奉仕員養成研修事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり手話奉仕員の登録を申請します。

記

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日生（ 歳）
住所	
電話番号	（自宅） （携帯）
メールアドレス	
修了課程	<input type="checkbox"/> 入門課程（ 年 月 日修了） <input type="checkbox"/> 基礎課程（ 年 月 日修了） <input type="checkbox"/> その他（ ）
修了証書番号	第 号
活動可能日時 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> 平日昼間 <input type="checkbox"/> 平日夜間 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 祝日

【個人情報の取扱いについて】

この申請書に記載された個人情報は、東彼杵町手話奉仕員の登録及び活動依頼のためにのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

上記の個人情報の取扱いについて同意します。

【手話奉仕員としての心構え】

- 1 聴覚障害者等の人権を尊重し、プライバシーを守ります。
- 2 活動を通じて知り得た情報を他に漏らしません。
- 3 自己の技術向上に努めます。
- 4 町からの活動依頼には、可能な限り協力します。

上記の内容を理解し、遵守することを誓約します。

様式第5号（第9条関係）

東彼杵町手話奉仕員登録証

登録番号 第 号

氏名

生年月日 年 月 日生

住所

上記の者は、東彼杵町手話奉仕員養成講座を修了し、東彼杵町手話奉仕員として登録されたことを証します。

登録年月日 年 月 日

東彼杵町長

【登録証の取扱いについて】

- 1 この登録証は、手話奉仕員として活動する際に携帯してください。
- 2 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに町に届け出てください。
- 3 登録を取り消された場合は、速やかに返還してください。
- 4 紛失した場合は、直ちに町に届け出て、再交付を受けてください。

【連絡先】

東彼杵町  
電話